

県道御坊美山線改築工事（和歌山県御坊市湯川町財部字分田地内から同市湯川町財部字南無栗地内まで、同市湯川町財部字高皿地内から同市湯川町財部字下河原地内まで及び同市藤田町吉田字天神地内から同市藤田町吉田字大河原地内まで）及びこれに伴う二級河川付替工事に関する事業認定理由

平成19年3月2日付けで和歌山県から申請のあった県道御坊美山線改築工事（和歌山県御坊市湯川町財部字分田地内から同市湯川町財部字南無栗地内まで、同市湯川町財部字高皿地内から同市湯川町財部字下河原地内まで及び同市藤田町吉田字天神地内から同市藤田町吉田字大河原地内まで）及びこれに伴う二級河川付替工事について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県御坊市湯川町財部字堅田地内から同市藤田町吉田字大河原地内までの延長約2,043mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道御坊美山線改築工事及びこれに伴う二級河川付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、県道御坊美山線改築工事（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に規定する都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される二級河川の従来機能を維持するための付替工事は、河川法第3条第1項に規定する河川に関する工事であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道御坊美山線（以下「本路線」という。）は道路法第7条第1項の規定により和歌山県知事が県道に認定した路線であり、和歌山県は同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、和歌山県御坊市地内の一般国道42号との接続点を起点とし、同県日高郡日高川町地内の一般国道424号との接続点を終点とする延長約28.3kmの主要幹線道路である。

このうち本件区間は、和歌山県御坊市の中心に位置し、住民の日常生活

を支える生活道路として、また、一般国道 42 号「湯浅御坊道路」の御坊インターチェンジへのアクセス道路として自動車交通量が多い一方で、沿道には、公共施設や商店、医院等が連たんし、歩行者等の交通量が多い区間となっている。

しかしながら、本件区間延長 2,043 mのうち、歩道が整備されていない区間が 910 mあることから、歩行者等は車道の通行を余儀なくされており、安全な通行が著しく阻害されている。また、本件区間のうち右折車線が設置されていない交差点においては、右折車両が後続車両の進行の障害となっており、車両の円滑な交通に支障をきたしている。ちなみに、平成 17 年度の道路交通センサスによると、本件区間における自動車交通量は、御坊市藤田町吉田地点で 14,489 台／日、混雑度 1.64 となっている。

これらの結果、本件区間で発生した交通人身事故は、平成 12 年から平成 16 年までの 5 年間で 132 件に上り、そのうち歩行者等と車両による事故は 23 件報告されており、本件区間における歩行者等の安全性は極めて劣悪な状況となっている。

このような状況を受けて、本路線は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 3 条第 1 項に基づき特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路に指定され（平成 15 年国家公安委員会・国土交通省告示第 2 号）、本件事業は、特定交通安全施設等整備事業として行われるものである。また、本件区間を含む周辺地域は、社会資本整備重点計画（平成 15 年 10 月閣議決定）において死傷事故を約 2 割抑止することを目標とし、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して死傷事故抑止対策を講じるために設定された「あんしん歩行エリア」に指定されている。

本件事業の完成により、歩道が整備され、右折車線が設置されることから、歩行者等の安全な通行と車両の円滑な交通を確保し、もって交通事故の防止が図られることとなる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で既存の調査資料等を基に検討を行ったところ、自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動は、環境基準等を満たすものと予測している。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が 1 箇所存在するが、起業者は和歌

山県教育委員会と協議を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全な通行と車両の円滑な交通を確保し、もって交通事故の防止を図ることを目的として、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 4 種第 2 級の規格に基づき歩道及び右折車線を設置する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和 44 年 5 月 20 日に決定され平成 18 年 4 月 7 日に変更決定された都市計画と整合している。

さらに、本体事業の施行に伴う二級河川付替工事の事業計画は、施設的位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間においては、歩道が一部未整備であり、右折車線が設置されていない交差点があるため、交通事故が多発していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第 20 条の規定に基づき事業の認定をするものである。